

いばらきし いどうしえんじぎょう  
**茨木市 移動支援事業**

いどうしえん  
**移動支援に  
ついて**



この冊子は、お一人では外出が難しい障害者(児)の方に、移動支援の制度について分かりやすくお伝えし、広く制度について知ってもらうために、茨木市障害者地域自立支援協議会をはじめ、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会やいろんな支援機関、関係者の方に協力いただき作成しました。移動支援を利用して安全かつ円滑に外出するために必要なことが書かれていますのでご活用ください。

## もくじ

1 「移動支援」とは？-----	2 ページ
2 支援の内容-----	2 ページ
3 外出の例-----	3 ページ
4 利用できる方-----	3 ページ
4-1 身体障害者（全身性障害、視覚障害）--	4 ページ
4-2 知的障害者-----	5 ページ
4-3 精神障害者-----	5 ページ
4-4 難病等対象者-----	5 ページ
4-5 障害児-----	5 ページ
5 利用の流れ-----	6 ページ
6 相談窓口-----	7 ページ
7 利用者の負担-----	9 ページ
8 よくあるご質問-----	10 ページ

## 1 「移動支援」とは？

ひとり がいしゅつ むずか しょうがいしゃ じ がいしゅつ いどう  
お一人で外出が難しい障害者（児）が外出するときに、移動の  
かいじょ み まわ しえん おこな  
介助や身の回りの支援を行なうサービスです。

がいしゅつ しえん ひと よ  
外出の支援をする人をガイドヘルパーと呼びます。

こうてききかん しゃくしょ さいばんしょ けいさつしょ かんこうちょう てつづ  
※公的機関（市役所、裁判所、警察署などの官公庁）への手続き、

ひょういん しんりょうじょ じゅしん ほか がいしゅつしえん  
病院、診療所などへの受診は、他の外出支援のサービスがありま  
すのでそちらをご利用ください。詳しくは相談窓口にご確認ください。

## 2 支援の内容

めい しょうがいしゃ じ めい しえん  
1名の障害者（児）に、1名のガイドヘルパーが支援します。

めい しえん むずか ばあい そうだん  
1名のガイドヘルパーでは支援が難しい場合は、ご相談ください。

いどうしえん しえん  
☆移動支援ができる支援

### ○ 外出の準備

たいちょう かくにん み きが にもつ じゅんび  
体調の確認、身だしなみチェック、着替え、荷物の準備など。

### ○ 移動

こうきょうこうつうきかん りよう  
公共交通機関の利用など。

### ○ 必要なコミュニケーションの支援

だいどく だいひつ  
代読、代筆など。

### ○ 外出先での支援

トイレ、食事、着替え、姿勢保持、チケットの購入の支援など。

### ○ 帰宅した直後の対応

きが にもつ かたづ  
着替え、荷物の片付けなど。

### 3 外出の例

#### (1) 移動支援を利用できる外出

- 原則として一日の範囲内で終える外出。

※宿泊を伴う場合は、11ページのQ9をご確認ください。

- 自宅出発、自宅終了が基本です。

※出発地、終了地が自宅以外の場合は、ご相談ください。

- 公共交通機関の利用が基本です。

※公共交通機関以外での利用の場合は、ご相談ください。

#### (2) 移動支援が利用できない外出

- 通勤や営業活動などの社会経済活動となる外出。

- 通学、通所。

※保護者が障害、病気やケガ、出産などで、付き添いができるない場合や緊急で必要な場合は、事前にご相談ください。

- 犯罪に関わるなど、利用が適切でない外出。

### 4 利用できる方

- 身体障害者（全身性障害、視覚障害）――4ページ「4-1」へ

- 知的障害者――5ページ「4-2」へ

- 精神障害者――5ページ「4-3」へ

- 難病等対象者――5ページ「4-4」へ

- 障害児（18歳未満）――5ページ「4-5」へ

## 4-1 身体障害者（全身性障害、視覚障害）

### ○ 全身性障害（①～②のすべてを満たす方）

① 常時車いすを利用し、車いすの自走が難しい方。

② 下の表で要件1、要件2、要件3のすべてを満たす方。

※身体障害者手帳の障害名、障害ごとの等級が書いてある

ページを見てご確認ください。

要件1	a. 右上肢の機能の障害がある。 b. 左上肢の機能の障害がある。	要件3 a～fで3つ以上、当てはまる
要件2	c. 右下肢の機能の障害がある。 d. 左下肢の機能の障害がある。 e. 体幹機能の障害がある。	
	f. 肢体不自由の障害等級が1級または2級の方。	

### ○ 視覚障害

身体障害者手帳の視覚障害の障害等級が1級または

2級の方。

※原則、『同行援護』のサービスをご利用ください。

## 4-2 知的障害者

- 療育手帳（A、B1、B2）を持っている方。

## 4-3 精神障害者

- 精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）を持っている方。
- 自立支援医療（精神通院医療）を受給している方。
- 障害年金を受給している方。
- 医師の診断書で精神障害であることが確認できる方。

## 4-4 難病等対象者

- 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証を持っている方。
  - 医師の診断書や、指定難病の特定医療費支給認定申請の不認定の通知書で難病であることが確認できる方。
- ※対象となる難病であるかは、障害福祉課にご確認ください。

## 4-5 障害児

小学校1年生以上の障害児（18歳未満）。

- 障害者手帳（身体、療育、精神）を持っている児童。
- 特別児童扶養手当の受給対象児童。
- 発達検査結果票や医師の診断書、意見書などで必要と認められた児童。

## 5 利用の流れ

### ①申請・相談

※相談窓口は7,8ページをご覧ください。

ガイドヘルパーって?



### ②聞き取り



### ③支給時間の決定・受給者証の発行

### ④事業所選び・契約

※各相談窓口の相談員がお手伝いします。



### ⑤利用開始



※支給期間により、更新手続きが必要となります。

## 6 相談窓口

計画相談を利用している方は担当の相談支援専門員にご相談ください。

### ○市および障害者基幹相談支援センター

☆18歳以上

障害福祉課	電話 072-620-1636 FAX 072-627-1692	市役所 みなみかん かい ばん 南館2階17番
障害者基幹相談支援センター (福祉総合相談課内)	電話 072-655-2758 FAX 072-620-1720	市役所 みなみかん かい ばん 南館2階16番

☆18歳未満

発達支援課	電話 072-620-1633 FAX 072-622-8722	市役所 みなみかん かい ばん 南館3階20番
-------	-------------------------------------	-------------------------------

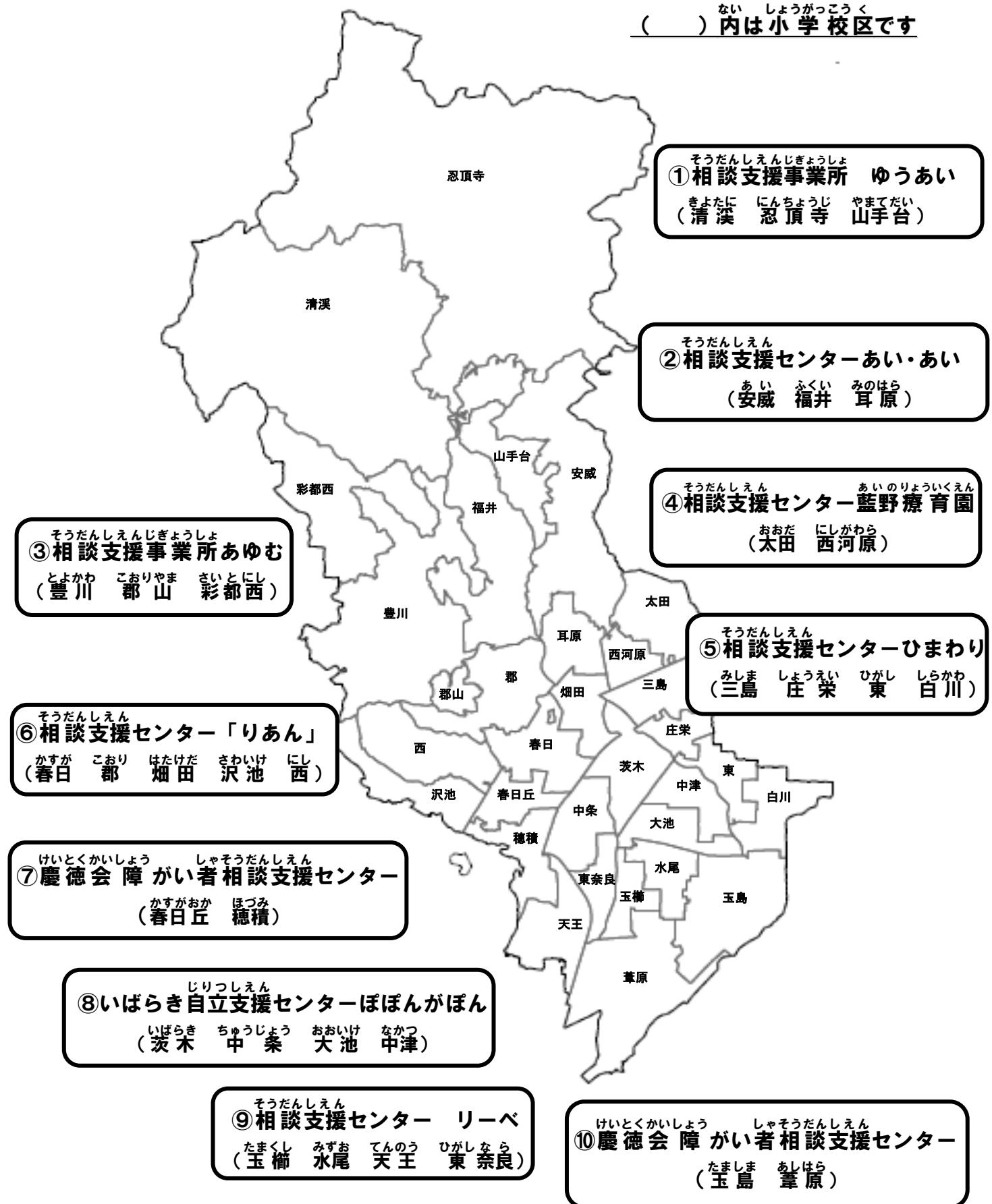
### ○委託相談支援事業所 (担当地区は、8ページをご確認ください。)

障害者への相談支援の委託を受けている事業所です。

①	相談支援事業所 ゆうあい	電話 072-649-3320 FAX 072-649-3327	おおあざやすもと ばんち 大字安元27番地
②	相談支援センターあい・あい	電話 072-640-5336 FAX 072-643-5767	あい にちょうめ ばん ごう 安威二丁目4番1号
③	相談支援事業所あゆむ	電話 072-643-7775 FAX 072-640-4875	とよかわさんちょうめ ばん ごう 豊川三丁目9番16号
④	相談支援センター藍野療育園	電話 072-646-8484 FAX 072-646-8465	たかだちょう ばん ごう 高田町2番23号
⑤	相談支援センターひまわり	電話 072-626-3310 FAX 072-626-3340	しょう ちょうめ ばん ごう 庄二丁目7番38号
⑥	相談支援センター「りあん」	電話 072-621-3001 FAX 072-621-3001	しもちゅうじょうちょう ばん ごう 下中条町4番5号 ラ・フレール102号
⑦ ⑩	慶徳会障がい者相談支援センター	電話 072-646-7199 FAX 072-646-7228	しみずいっちょうめ ばん ごう 清水一丁目28番15号
⑧	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん	電話 072-623-9210 FAX 072-623-9203	えきまえいっちょうめ ばん ごう 駅前一丁目4番14号 いばらきえきまえ かい エステート茨木駅前3階
⑨	相談支援センター リーベ	電話 072-632-0906 FAX 072-636-8820	たまくしにちょうめ ばん ごう 玉櫛二丁目5番8号

いたくそうだんしえんじぎょうしょ たんとうちいきす  
**○委託相談支援事業所 担当地域図**

( ) 内は小学校区です



## 7 利用者の負担

利用者の負担は市で定めた利用料の1割です。

ただし、負担が大きくならないように、所得に応じた負担上限額（月額）が設けられています。

※負担上限額（月額）は、その他の地域生活支援事業のサービス（日帰りショートステイなど）の利用者の負担を合わせた上限額です。

### ☆ 18歳以上

所得区分	負担上限額（月額）
生活保護世帯	0円／月
市民税非課税世帯 (利用者と配偶者が、非課税の場合。)	0円／月
市民税課税世帯 (利用者もしくは配偶者が、課税の場合。)	4,000円／月

### ☆ 18歳未満

所得区分	負担上限額（月額）
生活保護世帯	0円／月
市民税非課税世帯 (申請者と申請者の属する世帯全員が非課税の場合。)	0円／月
市民税課税世帯 (申請者もしくは申請者の属する世帯の他の世帯員が課税の場合。)	4,000円／月

## 8 よくあるご質問

<p><b>Q1</b></p> <p>1か月に、どれくらいの時間、 利用できますか？</p>	<p><b>A1</b></p> <p>必要性に応じた時間数を決定します。</p>
<p><b>Q2</b></p> <p>時間数はどうやって決定しま すか？</p>	<p><b>A2</b></p> <p>利用者の方の希望をふまえ、障害特性 や生活環境などを考慮したうえで 必要な時間数を計算し、計画的に利用 できるように決定しています。</p>
<p><b>Q3</b></p> <p>1日あたりの利用時間の制限 はありますか？</p>	<p><b>A3</b></p> <p>時間の制限はありません。</p>
<p><b>Q4</b></p> <p>利用できる時間数を変更でき ますか？</p>	<p><b>A4</b></p> <p>体調や生活環境の変化などがあり、 時間数の変更を希望される場合はご相 談ください。</p>
<p><b>Q5</b></p> <p>介護保険対象者ですが利用で きますか？</p>	<p><b>A5</b></p> <p>介護保険対象者の方も、「4. 利用で きる方」の要件を満たしている場合は 移動支援を利用できます。</p>
<p><b>Q6</b></p> <p>施設に入所、グループホーム に入居していますが、移動 支援を利用できますか？</p>	<p><b>A6</b></p> <p>茨木市が受給者証を発行して、施設 に入所、グループホームに入居して いる場合は、移動支援を利用できます。</p>
<p><b>Q7</b></p> <p>移動支援のサービスを行って いる事業所は？</p>	<p><b>A7</b></p> <p>サービス利用の決定時に、事業所 一覧表をお渡ししますので参考にし てください。</p>

<p><b>Q8</b></p> <p>サービス利用時のヘルパーの 交通費などは、誰が支払いますか？</p>	<p><b>A8</b></p> <p>事業所に確認してください。</p>
<p><b>Q9</b></p> <p>宿泊を伴う旅行などに利用できますか？</p>	<p><b>A9</b></p> <p>自宅～宿泊施設、宿泊施設～自宅までの部分については利用できます。 ただし、移動支援は外出時の支援をするサービスのため、宿泊施設内での介助については利用できません。事前に旅行計画書を提出してください。</p>
<p><b>Q10</b></p> <p>「行き」は生活介護などの通所施設の送迎を利用し、「帰り」は施設終了後、ヘルパーに迎えにきてもらい、買い物や寄り道をすることはできますか？</p>	<p><b>A10</b></p> <p>事業所の送迎との区別が不明確であるため、基本的には利用できません。</p>
<p><b>Q11</b></p> <p>施設やグループホームからの帰省に、移動支援を利用できますか？</p>	<p><b>A11</b></p> <p>利用できます。</p>
<p><b>Q12</b></p> <p>施設やグループホーム、通所施設、学校での一時外出や、キャンプ、宿泊の行事などの付き添いはできますか？</p>	<p><b>A12</b></p> <p>施設や学校側に監督責任があるため利用できません。</p>
<p><b>Q13</b></p> <p>習い事への送迎に移動支援を利用できますか？</p>	<p><b>A13</b></p> <p>利用できます。</p>

<p><b>Q14</b></p> <p>障害福祉サービスにおける通院等介助と、移動支援を1回の訪問であわせて利用できますか？</p>	<p><b>A14</b></p> <p>“通院”と、“余暇や社会参加”という二つの外出目的を区別し、通院が終わった後に、病院などから移動支援を開始する場合は利用できます。</p>
<p><b>Q15</b></p> <p>入院中、一時外出許可が出た場合利用できますか？</p>	<p><b>A15</b></p> <p>利用できます。</p>
<p><b>Q16</b></p> <p>処方箋をもらいにいくのみの移動支援の利用はできますか？</p>	<p><b>A16</b></p> <p>移動支援としては利用できません。 障害福祉サービスの通院等介助のサービスを利用してください。</p>
<p><b>Q17</b></p> <p>プール、温泉、銭湯、レジャー ランド、SPAなどの遊泳、 入浴の利用のために、移動 支援を利用できますか？</p>	<p><b>A17</b></p> <p>余暇活動として利用される場合は、行き帰り、また、着替えや排せつの介助が必要な場合はその支援の間も利用できます。遊泳中や浴室内は、安全確保のために支援を受ける必要がある場合は、移動支援として利用できます。</p>
<p><b>Q18</b></p> <p>居酒屋などお酒を飲む場の付き添いに移動支援を利用できますか？</p>	<p><b>A18</b></p> <p>利用できます。ただし、ガイドヘルパーはお酒を飲むことはできません。</p>
<p><b>Q19</b></p> <p>ギャンブル(競馬、競輪、競艇、 パチンコなど)の付き添いに 移動支援を利用できますか？</p>	<p><b>A19</b></p> <p>利用できます。ただし、ガイドヘルパーによる換金(お金に換える)行為はできません。</p>

いばらきし ふくしふ しょうがいふくしか  
**茨木市 福祉部 障害福祉課**

れいわ ねん 10月 はつこう  
**令和7年 10月 発行**

〒567-8505 いばらきしえきまえさんちょうめ ばん ごう  
**茨木市駅前三丁目8番13号**

でんわ 072-622-8121 (代表)  
**電話**

ふあっくす 072-627-1692  
**FAX**

ちよくつう 072-620-1636  
**直通**

メールアドレス [syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp](mailto:syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp)